

**富山県自動車販売店健康保険組合が委託事業所  
と共同で実施する健康診査事業の公表について**

富山県自動車販売店健康保険組合  
理 事 長 品 川 祐 一 郎

当組合は、疾病予防事業をはじめとする被保険者等の健康の保持増進を目的に、保健事業として 35 歳以上の生活習慣病予防健診を実施していますが、労働安全衛生法においては、事業主に被保険者への健康診断の実施及び診断結果の保存と管理が義務付けられています。

このため、当組合が実施した健康診査の結果等については、事業主の労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保を目的とし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条第 5 項第 3 号の規定により、下記の事項を公表のうえ、被保険者の健診結果等を事業主に提供し、当組合と共同して利用します。これに伴い、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名について、次のように公表いたします。

ただし、当組合が事業者健診の実施を受託した場合に限るものとします。なお、委託の有無については所属する事業所健康管理担当者にご確認ください。

ご不明な点がございましたら下記の連絡先(健康保険組合)へお問い合わせください。

**1. 共同し健診データを利用する者の利用目的について**

事業主の労働安全衛生法による健康診断結果の記録など、関連法令による義務を履行し、健診結果に基づく保健指導等を効果的に実施するため

**2. 健康診査データの取得方法について**

(1)当組合

契約健診機関より健診結果を書面及びデータで取得

(2) 当組合と別途委託書を締結した事業所

健康保険組合より健診結果を書面又はデータで取得

**3. 共同して利用する者の範囲について**

(1)当組合

富山県自動車販売店健康保険組合 保健事業担当役職員

(2)被保険者が加入する事業所

事業主、健康管理事務の担当者又は産業保健専門職

**4. 共同利用する個人データの項目について**

(1)当組合が実施する健康診査に係る検査項目の範囲(労働安全衛生法に定める健診項目(法定健診)、特定健診項目(質問票含む)、オプション検査等の付加検査項目

(2)健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進に係る委託書を締結した事業所

当組合が実施する健康診査に係る検査項目の内、労働安全衛生法規則第 4 4 条の項目、健康診査データに基づく特定保健指導対象者情報及び生活習慣病重症化予防事業対象者情報

## 5. 健康データの管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

### (1)当組合

個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所

富山県自動車販売店健康保険組合 理事長 品川祐一郎

管理責任者 常務理事 芹田一信

富山県富山市新庄町字馬場 18-8

### (2)被保険者が加入する事業所

当該事業所の住所・代表者・健康診査データの管理責任者

## 6. 個人情報利用停止の手続きについて

個人データを共同して利用されることに同意されない場合は、下記の問い合わせ窓口までご連絡ください。ただし、労働安全衛生規則第44条に掲げる健診項目は、労働安全衛生法上の法定項目であるため、この手続きの対象とはなりませんのでご了承ください。

### 「お問い合わせ窓口」

富山県自動車販売店健康保険組合

個人情報保護部門管理者 常務理事

[TEL:076-424-3322](tel:076-424-3322) [TEL:076-424-3328](tel:076-424-3328)

### 健康保険組合と共同事業実施「委託事業所」

- ・一般社団法人 日本自動車販売協会連合会富山県支部